

放射性物質汚染対処特措法施行規則改正案に対する意見

- [1] 相川名美
- [2]
- [3]
- [4] 意見

<今回の意見募集の手続き全般について>

- ▶ パブリックコメントに際し、環境省から提供された添付資料「放射性物質汚染対策特措法施行規則改正案について」には、もともとの特措法とそれにかかる環境省令第三十三号の施行規則の条文が掲載されておらず、何条の部分の改正かということがはっきりと示されていません。国民にわかりやすいようにポイントを絞って改正の内容を説明されていることは理解でき、国民に対する誠実さも感じますが、特措法と現行の施行規則で改正に該当する部分についても、添付すべきではなかったかと思います。行政手続法第 39 条第 2 項の規定「前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならぬ。」に抵触していないかどうか、確認を求めるものです。
- ▶ 「意見提出が 30 日未満の場合のその理由」の添付資料についてですが、昨年 12 月の原子力災害対策本部決定に基づき、警戒区域・計画的避難区域の避難指示の見直しがなされることはわかっていたことです。したがって、解除前でも事業活動が再開され、相当量の廃棄物が発生することは、もっと早い段階で想定できたことであり、そのことにより、汚染廃棄物対策地域外事業者との間に競争上の不公平が生じる可能性についても予見できたのではないかと思います。現段階になって「早急に対応することが必要」だとし、パブリックコメントの募集期間を 7 日間という短期にしたことを説明されているのですが、もっと早く意見募集にとりかかることはできなかったのか、もっと早くとりかかることで募集期間を少しでも長く設定することが可能だったのではないかと、という疑念がどうしても残ります。さらにいえば、特措法第 13 条では、「環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物の適正な処理を行うため、遅滞なく、対策地域内廃棄物の処理に関する計画（以下「対策地域内廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」とあり、すでに処理量見込み、計画の目標、目標達成のために必要な措置の基本的事項、適正な処理に関する必要事項が定められていたものと思われ、この処理計画との整合性はどのようになるのかについて、きちんと説明が示されている必要があると考えます。

<2. の改正の内容について>

警戒区域等内に存在した事業主の事業活動再開に伴い生じた廃棄物は、警戒区域等の解除後も、

対策地域内廃棄物から除外すべきではありません。

- ▶ 除外されることで、事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として事業者の責任において処理がなされることになれば、汚染実態が放射能汚染対策地域内廃棄物と全く同等であるにもかかわらず、既存の廃棄物処理法に基づく処理がなされることになると思われます。そうであるとすれば、放射能汚染が全国に広がる恐れがあります。なぜなら、廃棄物処理法第12条で定める特別管理産業廃棄物基準の種類の規定には、放射性物質に関する項目がありませんので、現行のままでは、産業廃棄物処理ルートにおいて、放射能汚染の管理が適正に行われる保障がありません。（本年1月20日付で出された「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」とする通知では、8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の規定で想定された汚染レベルであり、既存の法律内で対応可能との見解が示されていますが、廃棄物処理法で明文化されているわけではなく、あくまで事故後の法解釈をそのようになっているだけではないかと認識しています。また、特措法規則においては、8,000Bq/kgを超える特定廃棄物処理の基準として、容器への収納、車両表面線量制限、書面の備え付けや遮水シートの設置、立入禁止区域の設定、保管場所の線量測定、バグフィルターの設置、排水・排ガスの濃度限度、セメント固型化・隔離層設置、周縁地下水測定、排水の濃度限度等を規定されていますが、いずれにしてもこれらの基準が産業廃棄物事業者によって適正に遵守されているかどうかの監視体制は明らかにされておらず、国内を広範囲に移動する放射能汚染廃棄物の影響から、実質的に国民を守る事が可能かどうか不確実性が高いままであると考えます。）

事業活動において発生した廃棄物の処理コストの負担について、「対策地域外事業者との競争上の不公平が生じる」ことを理由に、特措法第11条に定める国が処理するとした基本姿勢を放棄し、処理上の安全対策も不確実性が残る中、放射能汚染を拡大してよいとは考えられません。廃棄物処理コストの負担が市場での競争力に影響するということが事実であれば、別途、違う方法でその不公平に対処すればよいと考えます。今、もっとも優先されるべきは、事業者の競争上の不公平に配慮して放射能汚染を拡大することではなく、いかにして放射能汚染の拡大を防ぎ、国民の命と健康を守るかということです。あくまでも特措法の定めの中で、国の責任において最大限の安全対策を講じ、高濃度汚染の可能性が高い廃棄物の処理を進めることが重要であると考えます。高濃度放射性廃棄物の処理にかかる責任の所在を、事業者にすり替えるような改正は避けるべきではないでしょうか。

また、中長期的な観点から日本の産業競争力を考えれば、ただでさえ生産労働人口が減少している中であって、長期に及ぶ低線量被曝の影響で重篤な疾病を抱える国民を増加させることなく、労働力の弱体化や医療制度コスト増を招かぬよう対処することこそ重要であると考えます。

<改正に際しての国の姿勢について>

- ▶ 以上のことをふまえ、放射性物質汚染対策特措法第1条の「事故由来放射性物質による環境

の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。」という立法意思を最大限に遵守するべく、行動していただくよう求めます。